法務省

（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）検事　吉武恵美子
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（札幌地方検察庁次席検事）同　清水　雅晴
東京高等検察庁検事に配置換する
（千葉地方検察庁交通部長）同　和田　文彦
さいたま地方検察庁検事に配置換する
さいたま地方検察庁越谷支部勤務を命ずる
さいたま地方検察庁越谷支部長を命ずる
（東京高等検察庁検事）同　西尾健太郎
千葉地方検察庁検事に配置換する
千葉地方検察庁交通部長を命ずる
（千葉地方検察庁検事）同　岡本　洋之
千葉地方検察庁特別刑事部長を命ずる
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　今井　康彰
千葉地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（福岡高等検察庁検事）同　白坂　裕之
広島高等検察庁検事に配置換する
広島高等検察庁岡山支部勤務を命ずる
広島高等検察庁岡山支部長を命ずる
（さいたま地方検察庁越谷支部長）同　江口　昌英
福岡高等検察庁検事に配置換する
（千葉地方検察庁特別刑事部長）同　鶴田　洋佐
札幌地方検察庁検事に配置換する
札幌地方検察庁次席検事を命ずる
（広島高等検察庁岡山支部長）同　乙部　竜夫
辞職を承認する
（東京区検察庁副検事）副検事　北畠　智大
東京区検察庁公判部長を命ずる
（立川区検察庁副検事）同　計盛　元宣
東京区検察庁副検事に配置換する
（東京区検察庁副検事）同　土屋　敬三
立川区検察庁副検事に配置換する
（新潟区検察庁副検事）同　小野　朗
辞職を承認する（以上七月三十一日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　平墳　優佳
那覇地方裁判所判事補に補する
兼ねて那覇家庭裁判所判事補に補する
那覇簡易裁判所判事に補する（七月二十九日）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、七月二十八日午前八時四十八分御出門、「水の日」・「水の週間」第五十回特別行事水の未来を考える国際シンポジウムを御聴講のため、日本科学未来館（江東区）へ行幸、午後一時四十六分還幸になった。

御祝電

天皇陛下は、ベナンの国祭日につき、七月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　青森県立八戸水産高等学校
二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
（変更前）畑井　和人
（変更後）後村　敏明
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　青森県立八戸水産高等学校
二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
（変更前）畑井　和人
（変更後）後村　敏明
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録漁ろう操船講習機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録漁ろう操船講習機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録漁ろう操船講習機関の名称　国立研究開発法人水産研究・教育機構　水産大学校
二　登録漁ろう操船講習機関の代表者の氏名
（変更前）藤井　徹生
（変更後）三木奈都子
三　変更年月日　令和八年四月一日

法務

公証人任免

横浜地方法務局所属公証人佐藤方生は願により公証人を免ぜられた。

河原将一は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人佐藤方生の後任を命ぜられた。（以上七月二十三日）（法務省）

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして令和八年七月十五日付けで指定したので、同条第八項の規定に基づき公告する。

令和八年八月四日

国土交通大臣　金子　恭之

測量及び調査を行った者の名称	申請を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
岸和田市	岸和田市長	岸和田市稲葉町・内畑町地区確定測量図及び調査簿	岸和田市稲葉町・内畑町地区
岸和田市	岸和田市長	岸和田市稲葉町地区確定測量図及び調査簿	岸和田市稲葉町地区
岸和田市	岸和田市長	岸和田市稲葉町地区確定測量図及び調査簿	岸和田市稲葉町地区
草津市	草津市長	木川・西一地区地籍測量・境界確定業務　実測図及び調査簿	滋賀県草津市木川町字神保ヶ町、西草津一丁目字籾干場、字下中ノ町、字北中ノ町の各一部
三重県鈴鹿建設事務所	三重県鈴鹿建設事務所長	一般国道３０６号鈴鹿亀山道路改良事業に伴い作成した地図及び調査簿	三重県鈴鹿市竹野町字印田の一部、字尾尻の一部、字甲斐町字古一の一部、字名古曽の一部、字大路の一部、字大岡田町字三石の一部
舞鶴市	舞鶴市長	舞鶴市北浜町の一部実測図及び調査簿　用地	京都府舞鶴市北浜町の一部
上越市	上越市長	市道敷地における未登記土地解消のために行う確定測量で作成した地図及び調査簿	新潟県上越市大潟区潟田地内
北陸地方整備局立山砂防事務所	北陸地方整備局長	称名川流域砂防設備改築事業の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	富山県中新川郡立山町芦峅寺の一部